

2020 年 7 月 6 日

大阪府労働委員会会長 様

大阪教育合同労働組合

準備書面（2）

申立人（以下「組合」という。）は、下記のとおり主張する。

第 1 本年 6 月 16 日付け大阪府労働委員会（以下「府労委」という。）の求釈明に対して下記のとおり答える。

1 について

甲第 21 号証として提出する。

2 について

経済学部からは甲第 8 号証以降●●●●●組合員に対して何の連絡もない。

3 について

甲第 22 号証として提出する。

4 について

●●●●●組合員は K 大学（以下「K 大」という。）から 2020 年度の授業クラスのオファーを受けていた。授業クラスは月曜日及び金曜日の計 5 クラスであった。しかし、被申立人（以下「近大」という。）が本件第 2 回団交において雇用継続を再検討すると回答したこと、さらに近大経済学部から金曜日の授業割り当てが通知されていた（甲第 8 号証）ため、K 大にはオファー受諾の最終返事を待ってもらえるように頼んだ。しかし、2020 年 1 月 8 日までに●●●●●組合員からの最終返事がないことから、K 大は採用しないことを決定した。そして近大が雇用継続しないと組合に回答したのは同年 1 月 18 日であり、●●●●●組合員本人に正式通知したのは同年 2 月 27 日であった（甲第 22 号証）。

この●●●●●組合員と K 大とのやり取りの経過を書証（甲第 23 号証）として提出する。

第 2 本件団交メモについて

本件団交議事録が作成されていないことは組合準備書面（1）で説明したとおりである。しかし、本件第 2 回団交（2019 年 12 月 19 日）の報告を組合ホームページに掲載しているので書証（甲第 24 号証）として提出する。

以 上